

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 5月13日

長崎地方裁判所大村支部

裁判所書記官 盛田 真之

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 6月 4日から 令和 7年 6月11日 午後 4時00分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7年 6月17日 午前10時00分 長崎地方裁判所大村支部
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7年 7月 7日 午前10時00分 長崎地方裁判所大村支部
買受申出の保証の 提供方法		下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)		☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 5月13日から当庁不動産競売公告掲示場に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 6 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	7, 020, 000 5, 616, 000	一括	1, 404, 000	39, 729	12, 470
1	3, 680, 000				
2	3, 340, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 大村市森園町 |
| | 地 番 | 1 6 4 2 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 4 8. 7 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大村市森園町 1 6 4 2 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 1 6 4 2 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 7 4. 9 0 平方メートル
2 階 2 8. 8 8 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 3月14日

長崎地方裁判所大村支部

裁判所書記官 川上 裕太

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 大村市森園町 |
| | 地 番 | 1 6 4 2 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 4 8 . 7 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大村市森園町 1 6 4 2 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 1 6 4 2 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 7 4 . 9 0 平方メートル
2 階 2 8 . 8 8 平方メートル |



令和6年(ケ)第 11号
令和6年12月17日受理
令和7年 2月 7日提出

現況調査報告書

長崎地方裁判所大村支部

執行官 有 川 隆

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 大村市森園町 |
| | 地 番 | 1 6 4 2 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 4 8. 7 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大村市森園町 1 6 4 2 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 1 6 4 2 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 7 4. 9 0 平方メートル
2 階 2 8. 8 8 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	☒ スチール製物置が存する。		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	☒ テラスが2か所存する。		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼所有者)	① 本件建物には、私と家族が居住しています。 ② 本件建物は、平成30年7月にリフォームされた物件として購入しました。増改築に関して、具体的な内容までは把握していませんが、内装に関しては、おそらく全体的に手が入れていると思います。私が購入してから、増改築は行っていません ③ 隣接する土地所有者との間で境界に関する問題はありません。 ④ 本件建物に関して、雨漏りとか、シロアリによる被害はありません。また、これといって不具合のある箇所もありません。 ⑤ ソーラーパネルを含むオール電化の設備は、本物件を購入してから1、2年後に設置しました。その際、設置にかかる費用は、アプラスという信販会社から300万円の借入を行いました。 ⑥ 現在、アプラスに対する借入残高は200万円以上残っており、返済は滞っている状況です。契約書は残っていないため、詳しい契約内容はわかりませんが、アプラスからは、設置した商品の返還を求められたことはありません。 ⑦ 敷地にあるスチール製物置は、本物件を購入した時から設置されていました。その近くにあるのは、簡易なテント式の自転車置き場です。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

■ ① [土地の形状・範囲に関する意見]

物件1土地(以下「本件土地」という。)の形状は、法14条地図、現地概測等から、概ね、土地建物位置関係図のとおりであり、周辺をブロック塀等で囲われていることから、形状及び範囲は明確化されているものと思料する。

② [建物の形状、増築に関する意見]

物件2建物(以下「本件建物」という。)は、増築した箇所は見られないものの、中古住宅をリフォームして販売している前所有者によって、内装を中心としたリフォームが、平成30年に実施されたようである。なお、現況は間取図のとおりである。

③ [土地の占有権限に関する意見]

本件土地は、本件建物の敷地として利用されており、同土地の占有関係は2枚目記載のとおり認定した。

④ [建物の占有権限に関する意見]

本件建物の占有関係は、前記関係人の陳述及び建物の状況から2枚目記載のとおり認定した。

⑤ [接面道路に関する意見]

本件土地の北東側は、幅員約6mの市道(協和町森園町線)に接面している。

⑥ [その他の意見]

本件建物に設置されたソーラーパネル及びオール電化の設備(蓄電池、ヒートポンプユニット等)に関しては、Aの陳述によると、設置の際に借りたローンの返済は滞った状態であり、かなりの債務が残った状態とのことであった。契約内容が不明のため詳細は不明であるが、今後、設置した設備に関して、代金債権を有する債権者より、所有権留保に基づく返還を求められる可能性があることから注意を要する。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(特記事項)

□ 令和 年 月 日.

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

5

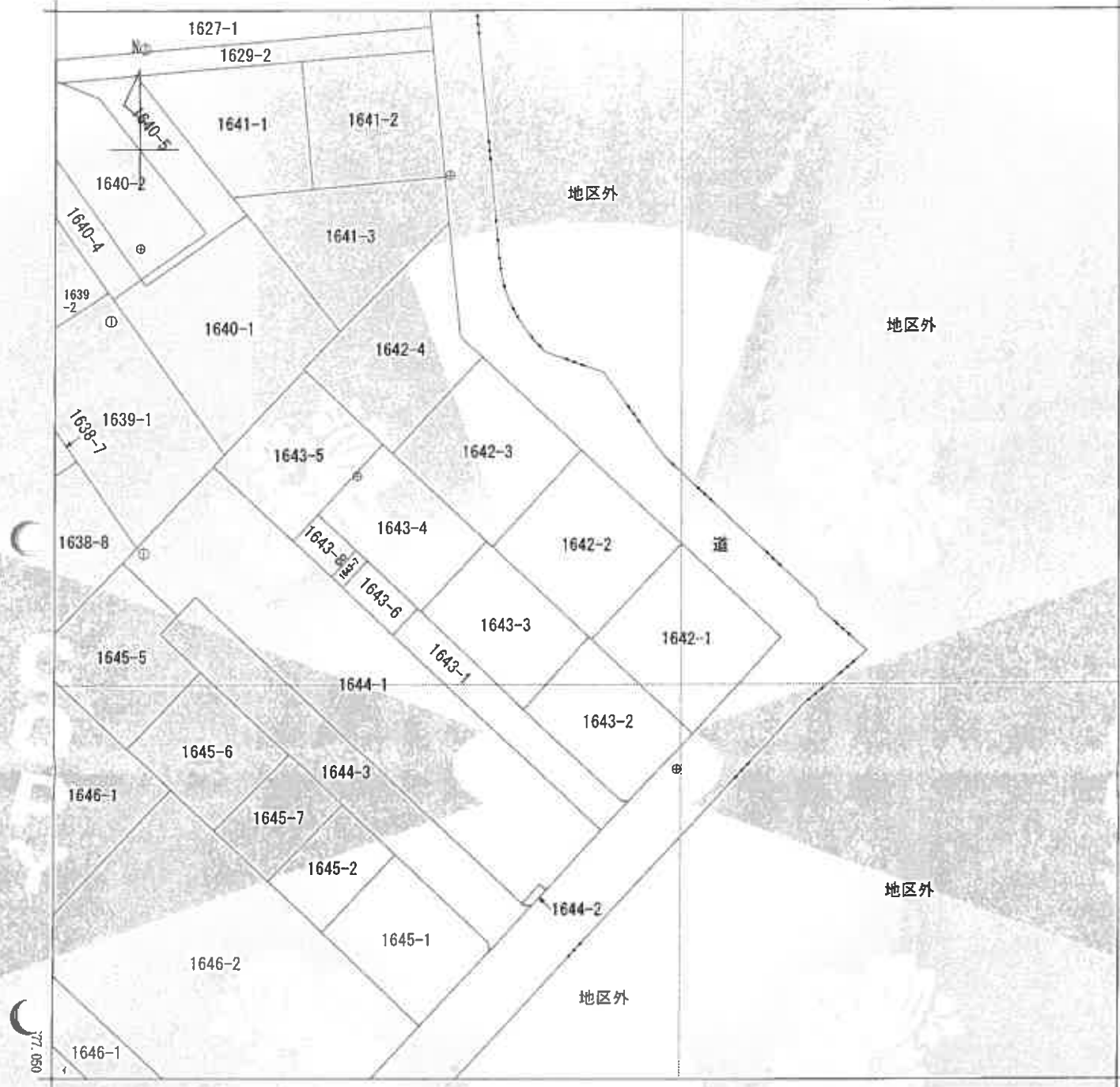
A3→A4への縮小書面

(座標値種別：図上測定)

+41642.036

4 1647

050 1598-



請求部	所在	大村市森園町				地番	1642番2			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	I	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成2年2月				備付年月日(原図)	平成3年11月24日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年12月18日

長崎地方法務局諫早支局

登記官

請求番号：19-1

(1/1)

527919 昭平50年10月30日登記

家屋番号

1642 ~ 2

大村市森園郷字徳永1642番地乙

各建階物面圖面圖

25918

作 製 年 月 日
昭和 50 年 10 月 30

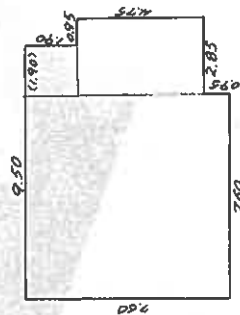
作者

土地資源調查士

A3→A4への縮小書面

申請人

各階平面圖



(一) 階

求積

$$7.60 \times 7.60 = 57.7600$$

$$2.85 \times 4.75 = 13.5375$$

$$1.90 \times 1.90 = 3.6100$$

市

74.9075

床面積 74.90 m²

(二階)

求精

$$7.60 \times 3.80 = 28.8800$$

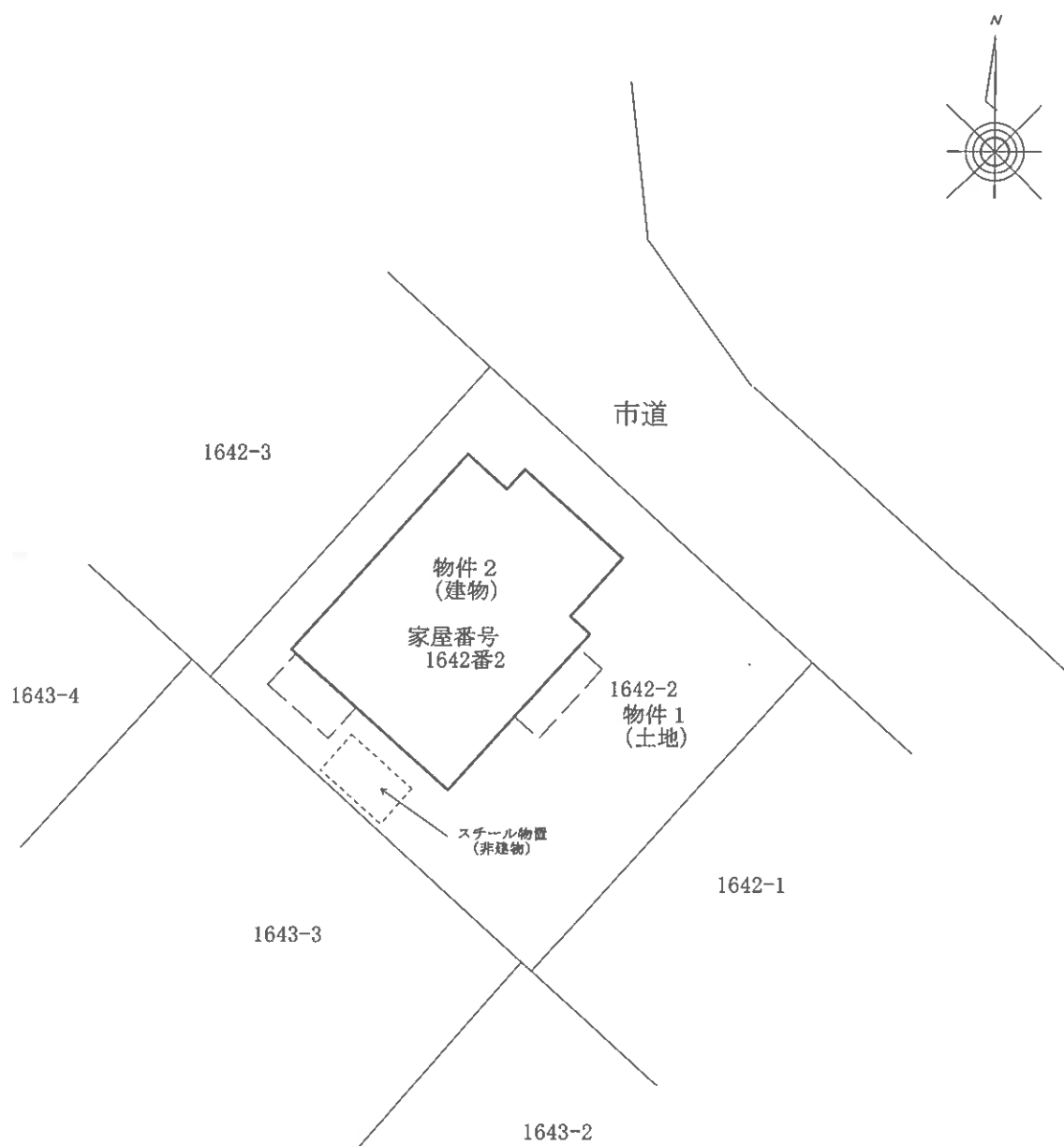
床面積 28.88 m^2

(日 間 連 15)

(日本土地家屋調査士会連合会紙)

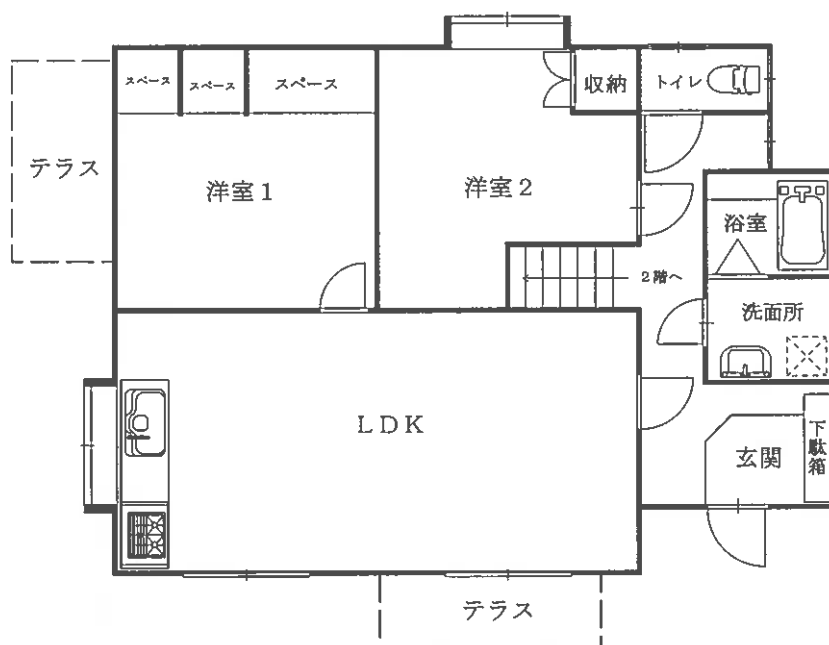
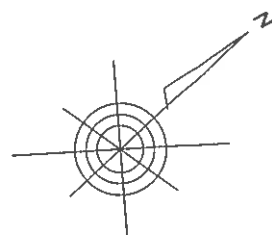
縮尺 $\frac{1}{200}$ ——— $\frac{1}{500}$

土地建物位置関係図

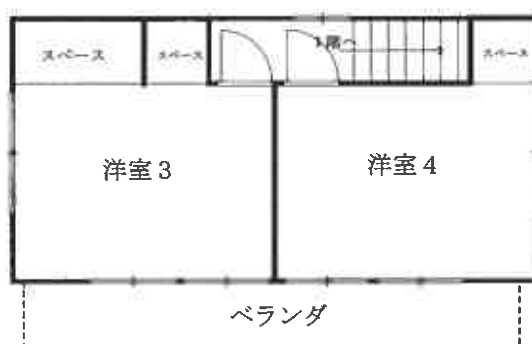


この図面は建物等の位置を概略的に表示したものであり、境界等の確定的な位置を保証するものではない

間 取 図

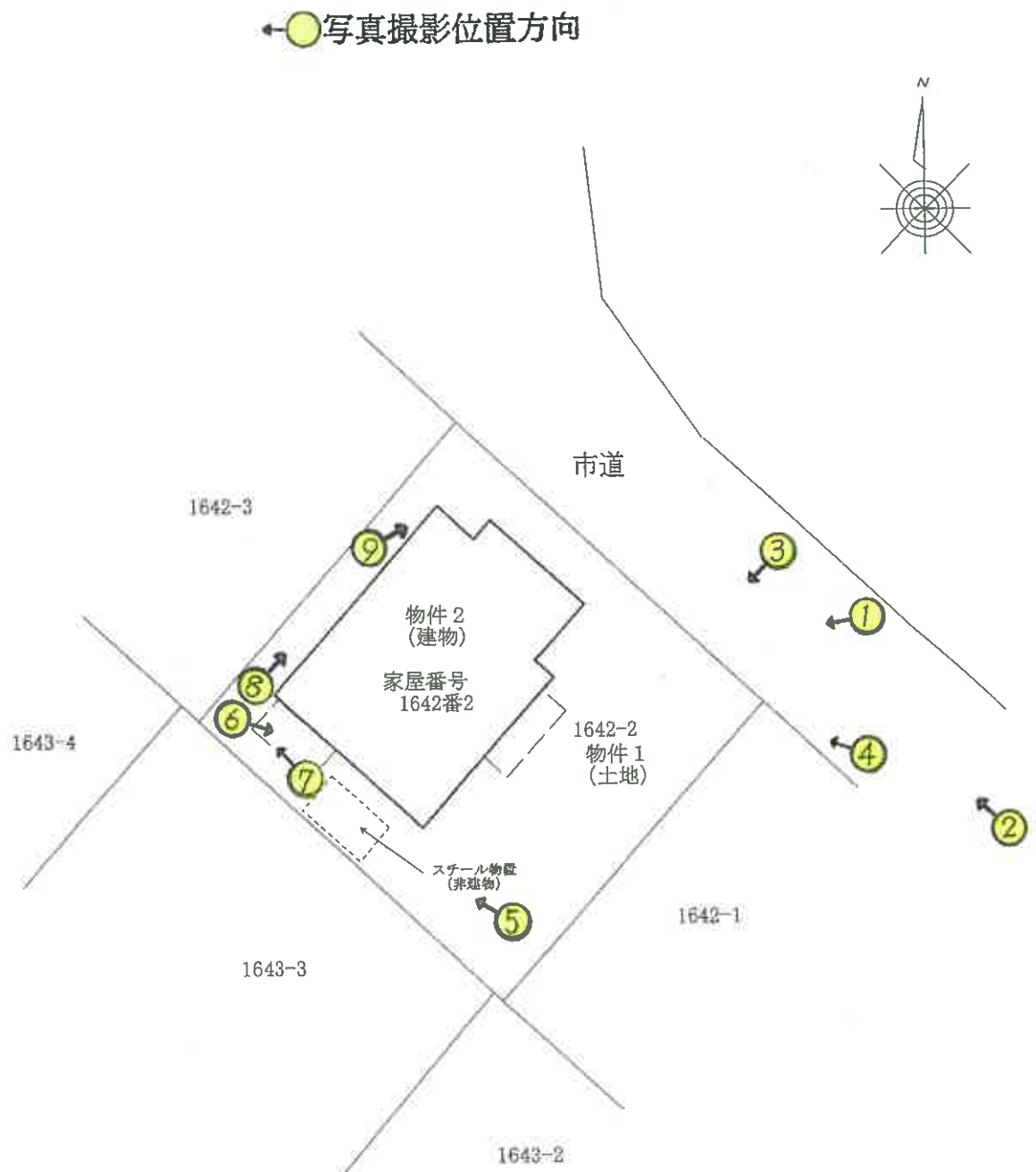


1 階



2 階

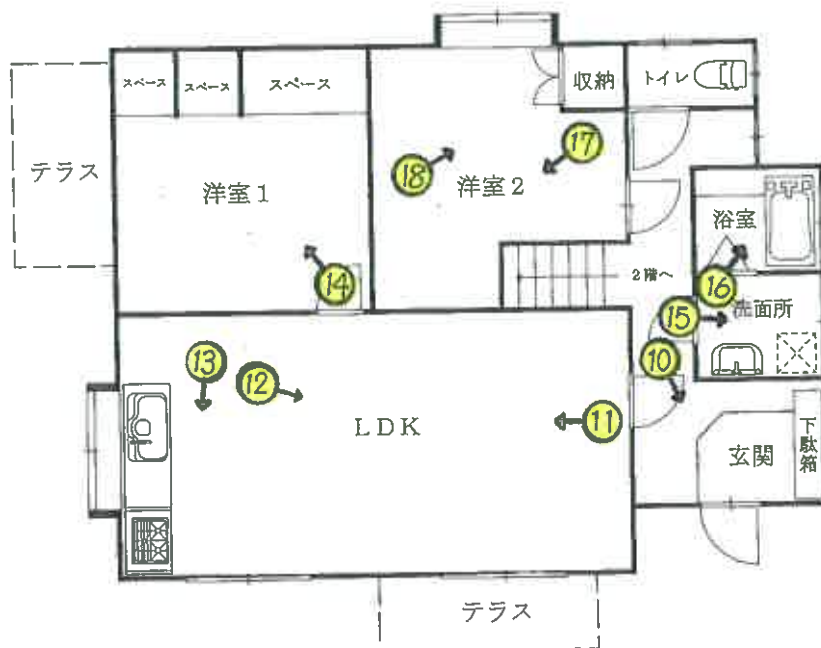
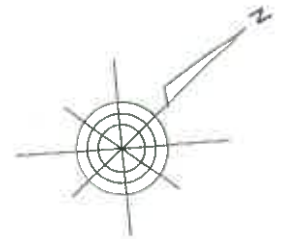
土地建物位置関係図



この図面は建物等の位置を概略的に表示したものであり、境界等の確定的な位置を保証するものではない

間 取 図

←●写真撮影位置方向



1 階



2 階

物件 2

①



物件 1

接道状況

②



市道

物件 1（駐車場部分）

③



ソーラーパネルの設置状況

④



スチール製物置

⑤



下屋

⑥



自転車置き場

⑦



物件1北西側の状況

⑧



蓄電池等

⑨



玄関

⑩



LDK

⑪



LDK

⑫



キッチン

⑬



洋室 1

⑭



洗面所

⑮



浴室

⑩



洋室 2

⑪



洋室 2

⑫



2 階廊下

⑬



洋室 4

⑭



ベランダ

⑮



洋室 3

②②



洋室 3

②③



令和6年（ㄱ）第 11 号
令和6年12月17日 評価命令受理
令和7年 1月17日 現地調査
令和7年 2月 3日 評 価

長崎地方裁判所 大村 支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

荒川千洋

第1 評価額

一括価格	
金 7,020,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 3,680,000円
物件2（建物）	金 3,340,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	大村市森園町 1 6 4 2 番 2 宅地 2 4 8 . 7 6 m ²	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	大村市森園町 1 6 4 2 番地 2 1 6 4 2 番 2 居宅 木造瓦葺 2 階建 1 階 7 4 . 9 0 m ² 2 階 2 8 . 8 8 m ²	同左
番号	特 記 事 項		
—	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

(物件1 宅地)

位 置・交 通	J R大村線「大村駅」の北西方・道路距離約 2.9 km。 最寄りバス停「工業高校前」の南東方・道路距離約 280m (徒歩約 4 分)。	
付 近 の 状 況	低層の戸建住宅が建ち並ぶ住宅地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 準工業地域 60% 200% なし 特になし
画 地 条 件	北東側間口約 16m、奥行約 15.5m、面積 248.76 m ² のほぼ正方形の概ね 平坦な土地である。	
接面道路の状況	北東側が幅員約 6mのアスファルト舗装市道「協和町森園町線」(建築基 準法第 42 条 1 項 1 号) に約 16mにわたって等高ないし僅かに高く接面し ている。	
土地の利用状況等	物件 1 は物件 2 (居宅) の敷地の用に供され最有効使用の状況にある。	
供給処理施設	上水道 前面道路に本管あり。 ガス配管 前面道路に本管あり (但し、下記参照)。 下水道 前面道路に本管あり。 (注) 供給処理施設における「前面道路に本管あり」とは、目的物件の前面道路に公 的セクターが管理する本管 (以下、施設管という) がある事をいう。「なし」とは、 目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能 な場合をいう。 ・ガス配管は前面道路にあるが物件 2 はオール電化住宅で、ガスは利用し ていない。	
特 記 事 項	目的物件の周辺は法第 14 条地図が整備され、境界争いは無く前面道路 や隣接地との境界は概ね判然としている。 外観調査、地歴調査、ヒアリング等を通じて土壌汚染の端緒を確認でき なかった。 また、目的物件内及びその周辺は周知の埋蔵文化財包蔵地ではない。	

2 建物の概況・利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建 築 年 月 日 : 昭和 50 年 10 月 25 日新築 経 過 年 数 : 新築後 49 年 経済的残存耐用年数 : 8 年（下記「特記事項」欄参照）
仕 様	構 造 木造 屋 根 瓦葺 外 壁 吹付タイル、サイディング、他 内 壁 ビニールクロス、他 天 井 ビニールクロス、他 床 フローリング、タイル、ビニールシート、他 設 備 電気、給水・給湯、等 尚、太陽光発電システムについては下記「特記事項」欄参照。 その他 下屋(テラスの屋根、「間取図」参照) 2ヶ所
床面積（現況）	103.78 m ²
現 況 用 途 等	現況用途：居宅 間 取 り：4LDK
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載の通り
特 記 事 項	建築後 49 年を経過した建物であるが、前所有者は中古物件を買取った後にリフォームを行って売却する業務を専門とする業者である。 本物件も目視が可能な範囲内であるが、内装及び設備の取替えと、外壁並びに屋根の塗装工事が施されている。 その結果、経済的残存耐用年数はある程度の期間延長されたものと判断し、工事が行われたと見込まれる時期(平成 30 年前半頃)からの経過年数(7 年)、及び工事の内容・程度等を考慮してその期間を 8 年と判定した。 目的物件には太陽光発電システムが設置されているが、「現況調査報告書」記載の通り、信販会社からの借入額とおおよその返済額を除き契約内容が不明であると同時に、同システムの今後の扱いについても詳細が不明で、買受人には不測の不利益を被るリスクが存在する。 そこで評価に当たっては同システムを建物の価格に含める一方で、買受人のリスクに対応する市場性減価を行うものとし、減価率の把握に当たっては建物所有者の陳述内容や同システムの設置場所と現況、本件の評価額等を総合的に勘案・考量した。 おって、買受に当たっては目的物件にこのような事情が存在する事を考慮の

	うえ慎重に判断されたい。 建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。 尚、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。
--	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
1	44,800	1.01	248.76	0.90	10,130,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査基準地 大村（県）－10

$$\begin{array}{ccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 40,700 \text{ 円/㎡} & \times 101.9/100 & \times 100/103.0 & \times 100/89.8 & \div 44,800 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 方位(南東) +3.0%

◇ 地域格差 : 街路条件 -5.0%、交通接近条件 +5.0%、環境条件 -10.0%、
以上の相乗積 -10.2%、

イ 個別格差 : 方位(北東) +1.0%

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件 2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価額を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価額（円） (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ＝エ
2 主である建物	160,000	103.78 ㎡	0.146	2,420,000

ウ 現価率

現価率は耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して求める。

主である建物

$$\begin{aligned} \text{現価率} &: \{ 1 - (1 - R) \times (n \div N) \} \times (1 - q) \\ &= 0.183 \times 0.80 = 0.146 \\ &\quad (\text{小数第 3 位未満切り捨て}) \end{aligned}$$

R：残価率 5%

n：経過年数 49 年

N：経済的全耐用年数 57 年（経過年数＋経済的残存耐用年数）

q：観察減価法による補正率 20%（保守管理の状態）

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 敷地利用権等価格

(万円未満四捨五入)

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	10,130,000	0.35	法定地上権	3,550,000

イ 土地利用権等割合

抵当権設定時に土地（物件1）と建物（物件2）の所有者が同一人であるので、競売の実行により建物のために法定地上権が成立しその割合を35%と判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物 件 番 号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (万円未満四捨五入) (ア+イ) × ウ × エ × オ
1	10,130,000	-3,550,000		0.8	0.7	3,680,000
2	2,420,000	+3,550,000	1.0	0.8	0.7	3,340,000
一括価格 (合計)						7,020,000

ウ 占有減価修正： 特になし

エ 市場性修正： 目的物件は太陽光発電システム設置の建物およびその敷地であるが、4・5頁の「特記事項」欄記載の通り、買受人にはリスクが存在するので土地建物一体として20%の市場性減価を行った。

オ 競売市場修正： 第2 評価の条件 欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

第6 参考価格資料

1 公示価格等

地価調査基準地	大村（県）－ 1 0
所 在	大村市松並 2 丁目 866 番 4
価 格	40,700 円/㎡
位 置	市民病院前停 640m
価 格 時 点	令和 6 年 7 月 1 日
地 積	183 ㎡
供給 処理 施設	水道、ガス、下水
接 面 道 路	南東 4m 私道
用 途 地 域 等	非線引都市計画区域、準工業地域、(60%、200%)
地 域 の 概 要	一般住宅の中に工場等が見られる地域

2 固定資産評価額（令和 6 年度）

物件 1	6,617,016 円
物件 2	1,518,800 円

第7 附属資料の表示

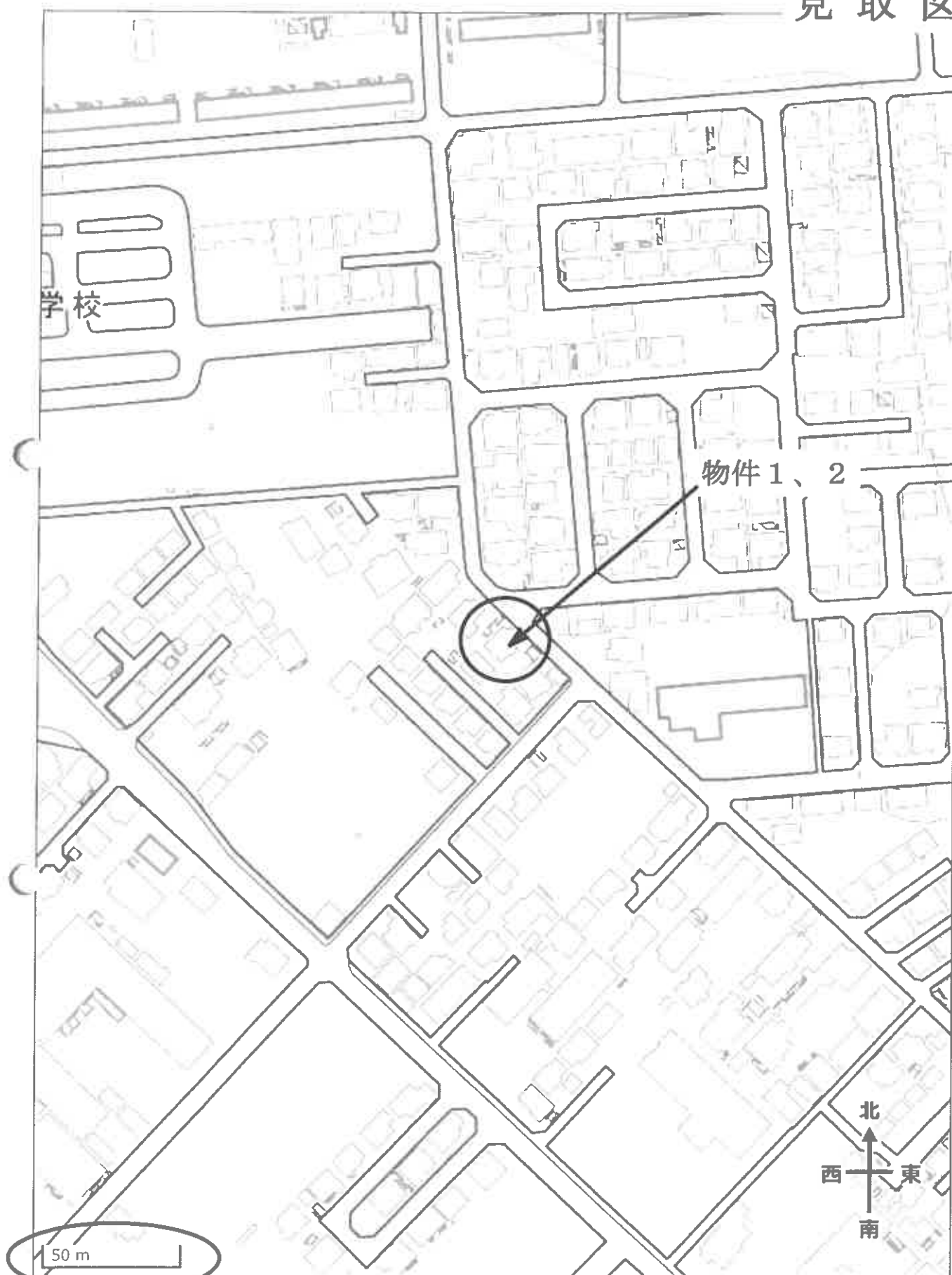
位置図（地理院地図）
見取図（地理院地図）
地図（写し、A3 サイズを A4 サイズに縮小）
建物図面・各階平面図（写し、A3 サイズを A4 サイズに縮小）
土地建物位置関係図
間取図

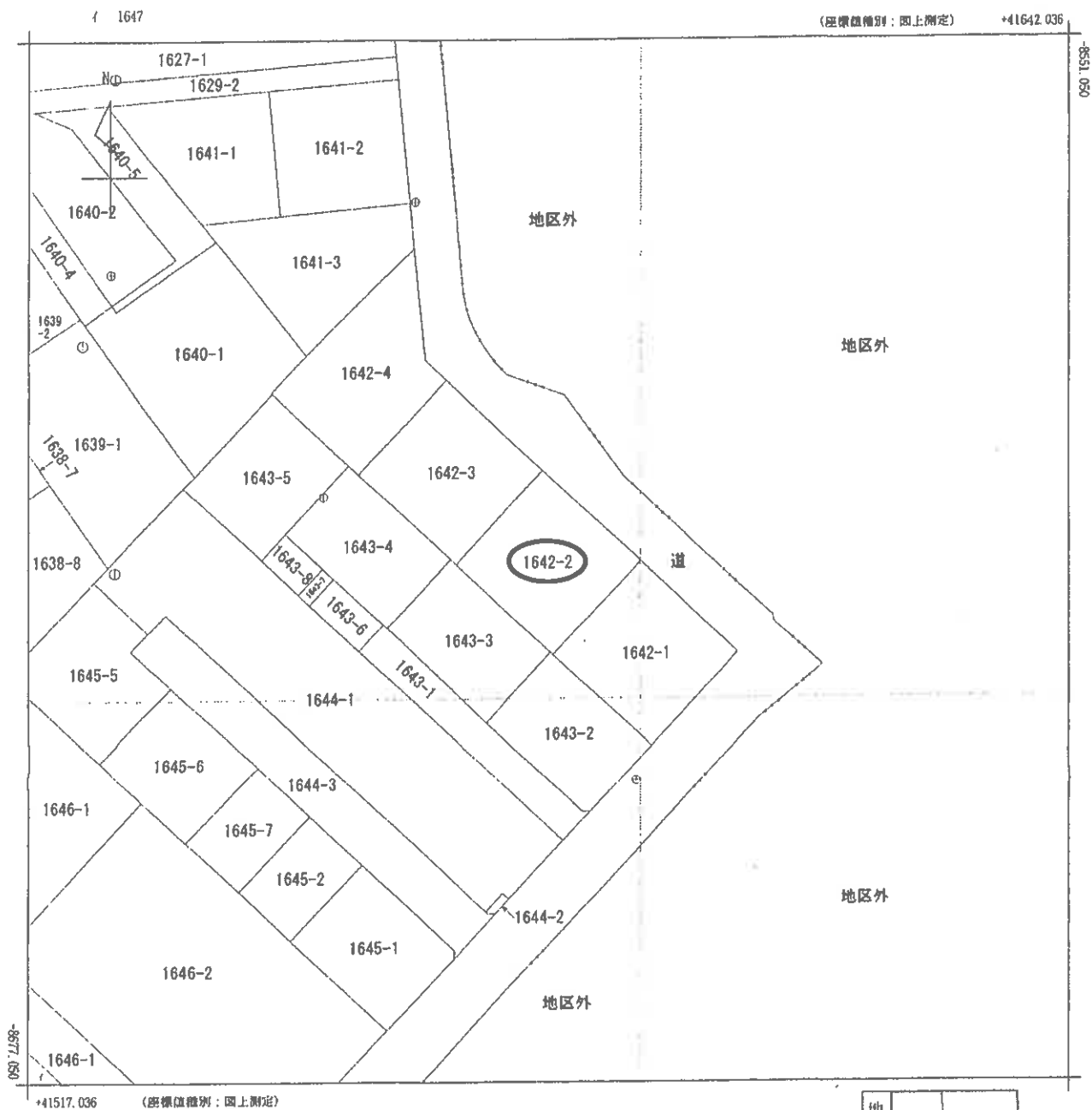
以 上



地理院地図を加工して作成

出典：国土地理院ウェブサイト





請 求 分	所 在					大村市森園町					地 番		1642番2					
出 力 尺	1/500		精 度 分		甲三		座標系 番号又は 記号		I		分類		地図(法第14条第1項)		種類		地籍図	
作 成 年月日		平成2年2月					備 付 年月日 (原図)		平成3年11月24日					補 記 事 項				

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(長崎地方裁判所諫早支庁管轄)

令和6年10月24日

東京法務局中野出張所

登記官

A3をA4サイズに縮小

請求番号：6-1

(1/1)

527919 (昭) 平50年10月30日登記

1642 ~ 2

大村市森田郷字徳永川-1642番地乙

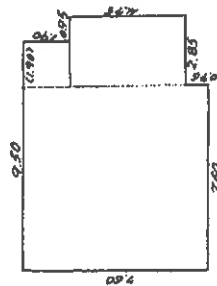
各建階物面圖面圖

2501-00

作製年月日	昭和50年10月30日
-------	-------------

申請人

各階平面図



(一) 隋

求 證

$$7.60 \times 7.60 = 57.7600$$

$$2.85 \times 4.75 = 13.5375$$

$$1.90 \times 1.90 = 3.6100$$

商

床面積 74.90 m^2

(二) 隋

種
求

$$7.60 \times 3.80 = 28.8800$$

床面積 28.88 m^2

(日 誌 用 紙)

縮	尺	$\frac{1}{200}$	$\frac{1}{500}$
---	---	-----------------	-----------------

(日本土地家屋調査士会連合会紙)

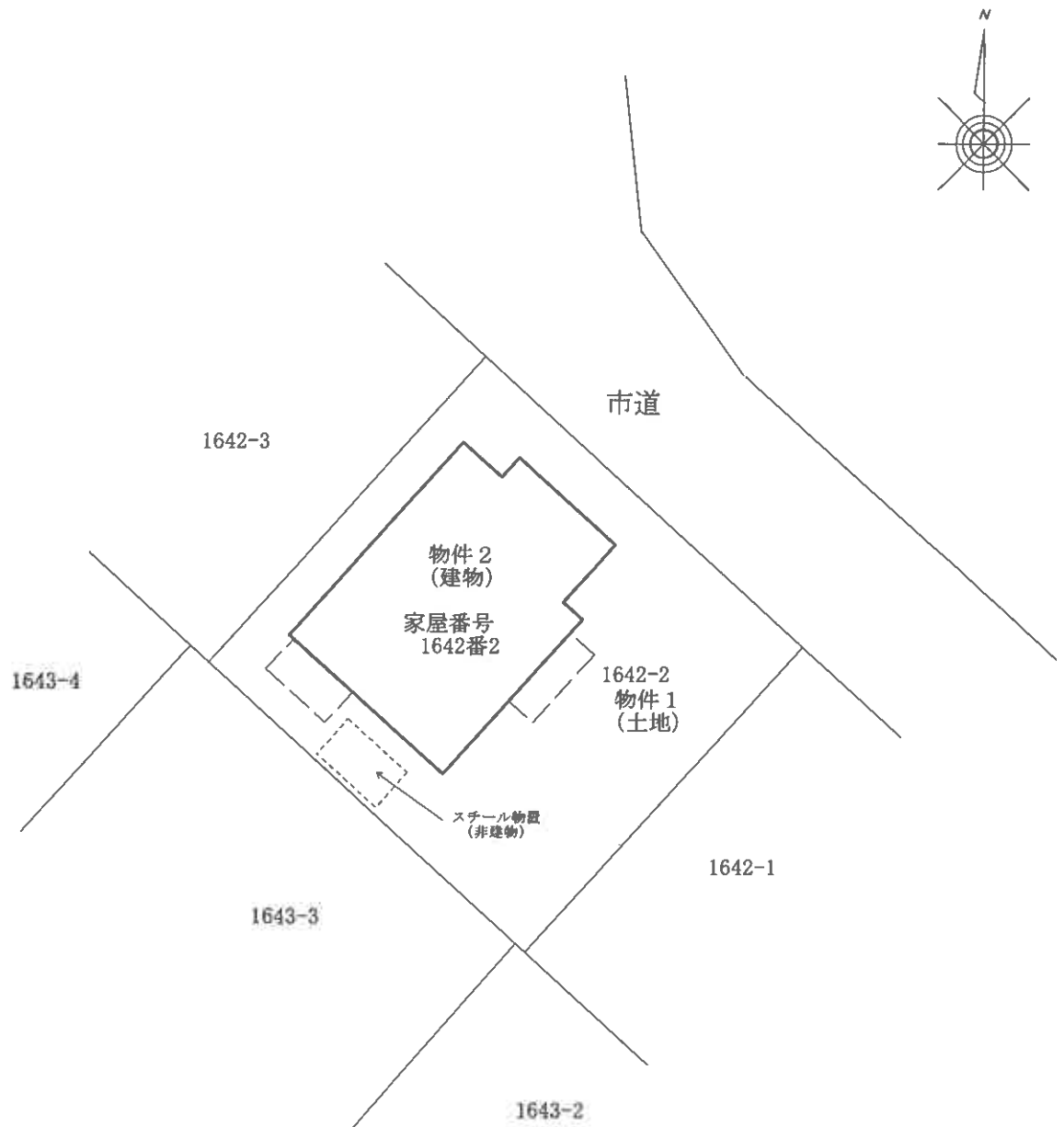
A3をA4サイズに縮小

請求番号: 6-2

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(長崎地方法律局探査支局管轄)
令和6年10月24日 東京法律局中野出張所

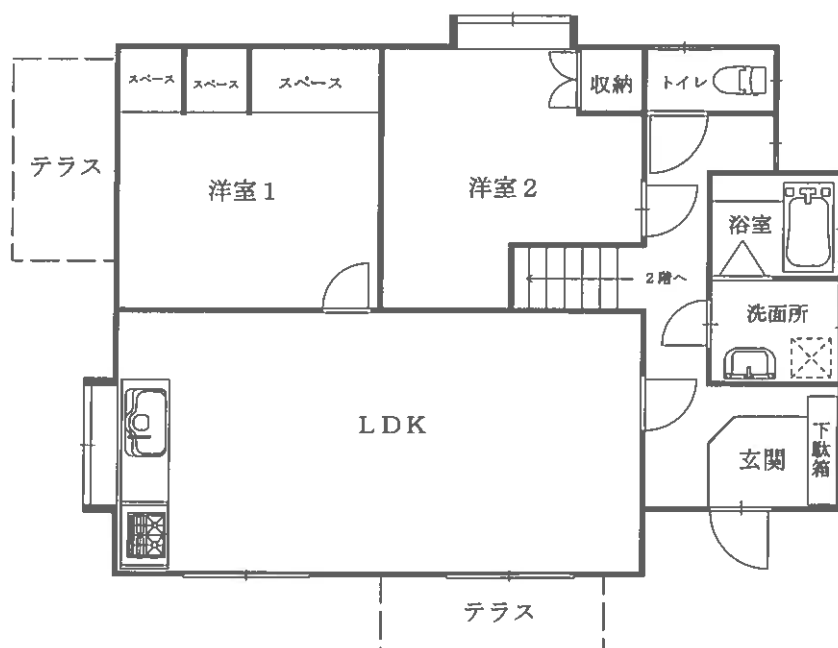
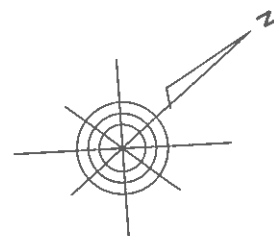
ਉਦਾਹਰਣ ੧੫

土地建物位置関係図

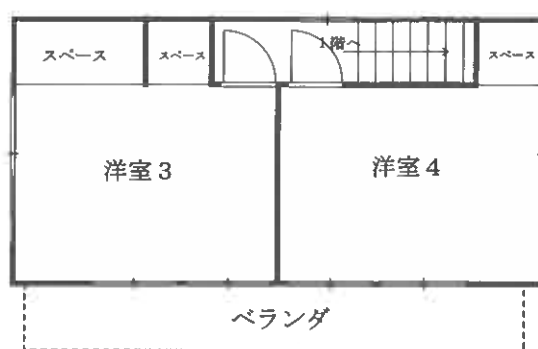


この図面は建物等の位置を概略的に表示したものであり、
境界等の確定的な位置を保証するものではない

間 取 図



1 階



2 階